

地方独立行政法人堺市立病院機構 中期目標（案）の概要

前文

市立堺病院の理念を継承し、地域医療機関との連携及び役割分担のもと、救急医療等の政策医療も含め質の高い医療を安全に、安定的、継続的かつ効率的に提供するとともに、サービスの向上と効率的な病院運営を行うこと。

第1 中期目標の期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

○安全で安心な医療はもとより、救急医療、高度専門医療等を提供するとともに、医療の質の向上を図り、もって市民の健康の維持及び増進に寄与すること。

1 市立病院として担うべき医療

- (1) 地域医療機関との連携及び役割分担のもと、救急医療体制の充実
- (2) 小児医療・小児救急医療・周産期医療の充実
- (3) 感染症指定医療機関として先導的かつ中核的な役割
- (4) 災害拠点病院として災害その他緊急時の医療

2 高度専門医療の提供

- (1) がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病への対応
- (2) 診療体制の強化、充実を図り、高度で専門性の高い医療の提供
- (3) 診療科の枠を超えた総合的な診療と職種を超えた協力によるチーム医療の推進
- (4) 高度医療機器の更新、研修等による専門性及び医療技術の向上
- (5) 新しい治療法を開発するための臨床研究及び治験の推進

3 安全・安心で信頼される医療の提供

- (1) 医療事故の予防及び再発防止など医療安全対策等の徹底
- (2) 患者の視点に立った医療の実践
- (3) 医療の標準化と診療情報の分析による質の改善及び向上
- (4) 法令の遵守、行動規範や倫理に基づく適正な運営

4 患者・市民サービスの向上

- (1) 院内環境の整備、患者の利便性の向上等による患者サービスの向上
- (2) 誰もが利用しやすい病院づくり
- (3) 外来診療の待ち時間、検査や手術の待ち日数の短縮等の改善
- (4) 職員の接遇の向上

5 地域医療への貢献

- (1) 地域の医療機関との連携を推進
- (2) 高度医療機器の共同利用の促進、開放病床の利用促進等による地域医療への貢献
- (3) 医療専門職の臨床実習の場として医療従事者の育成に貢献
- (4) 市民の健康増進を図るため、がん検診等の疾病予防の取組
- (5) 健康危機事象への対応、地域保健及び福祉の推進、救急搬送等の保健福祉行政等との連携
- (6) 市民への保健医療情報の発信及び普及啓発

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 自律性、機動性、透明性の高い病院運営を行うための業務運営体制を構築するとともに、効率的な業務運営を行い、安定的な経営基盤を確立すること。
- 職員満足度を向上させ、職員に魅力のある病院づくりに努めること

1 業務運営体制の構築

- (1) 適切な権限配分を行い、効果的かつ効率的な業務運営体制の構築
- (2) ビジョン、経営状況等を共有し自律的な運営、経営改善等による質の高い経営
- (3) 戦略的な病院経営を行うための経営企画機能等の事務経営部門の強化
- (4) 職員の積極的な経営参画意識と士気を高め、業務改善に取り組む組織風土の醸成

2 優れた医療スタッフの確保

- (1) 医療提供の基盤となる優れた医療スタッフの確保
- (2) 専門性及び医療技術の向上のため、教育研修の充実や資格取得の支援

3 やりがいを感じる病院づくり

- (1) 意欲を引き出す人事給与制度の構築
- (2) 各職種の適切な役割分担や意見の反映など、職員のやりがいと満足度の向上
- (3) ワークライフバランスやコミュニケーションの活性化など、働きやすい職場環境の整備

4 効率的・効果的な業務運営

- (1) 診療体制の変更や弾力的な人員配置などによる効果的な医療の提供
- (2) 地方独立行政法人の会計制度を活用した予算執行の弾力化
- (3) 医療機器の共同利用などによる医療資源の有効活用

5 外部評価等の活用

- (1) 実効性の高い監査の実施と監査結果に基づく必要な見直し
- (2) 病院機能評価等の評価項目に基づく病院運営の改善
- (3) 市民意見の活用による市民目線でのサービスの向上

第4 財務内容の改善に関する事項

○診療収入の増収及び費用の節減に取り組み、市立病院の役割を果たせる安定した経営基盤を確保すること。

1 経常収支の黒字の達成

中期目標期間中の経常収支の黒字

2 収入の確保と費用の節減

- (1) 病床利用率の向上、未収金の未然防止等による収入の確保
- (2) 委託契約の見直し、診療材料等の調達コストの縮減などによる費用の節減

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 わかりやすい情報の提供

- (1) 積極的な広報による多くの患者に選ばれる病院づくり
- (2) 地域における貴重な医療資源として適切な利用の啓発
- (3) 目的や対象に応じた適切な内容や媒体による経営状況の情報提供

2 環境にやさしい病院づくり

3 新病院整備の推進

- (1) 平成26年度中の新病院の施設完成を目標に確実に整備を推進
- (2) 施設整備費及び運営費の経費削減効果を確保
- (3) 医療従事者の採用など、新病院での機能充実に向けた計画的な準備
- (4) 広域における救急医療の基幹病院として機能すべく、救急医療のネットワークシステムの構築
- (5) 救急医療の核となる病院としての機能発揮のため、急性期を脱した患者の受け入れ先の確保